

○ 令和 7 年度東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について

令和 7 年 3 月 27 日 6 農振第 2964 号
農村振興局整備部設計課長から東北農政局農村振興部長あて

東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）において適用される間接工事費の補正係数については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 農振第 3319 号農村振興局整備部設計課長通知）により通知しているところである。

今般、上記通知後も土地改良事業等請負工事積算基準において定めている間接工事費と実態に乖離が見られることを踏まえ、別紙のとおり適切に措置されたい。

なお、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 農振第 3319 号農村振興局整備部設計課長通知）は、令和 7 年 3 月 31 日限りで廃止する。

岩手県、宮城県及び福島県の担当部局に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

1 適用対象工事

東日本大震災の被災３県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事で、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2 補正方法

（１）間接工事費の補正

「「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（令和６年３月２７日付け５農振第３１６１号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について」（令和７年３月２６日付け６農振第２８０２号農村振興局長通知）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る２）に該当するものとし、対象工事及び補正係数は以下のとおりとする。

【対象工事】全ての土木工事

【補正係数】「土地改良事業等請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ表１の補正係数を乗じるものとする。

表１

間接工事費	補正係数
共通仮設費	１．３
現場管理費	１．１

ただし、福島県内については、当面の措置として、令和５年度は表１の補正係数の適用を猶予し、表２の補正係数を乗じるものとする。

表２

間接工事費	補正係数
共通仮設費	１．５
現場管理費	１．２

3 適用にあたって

当該補正を行って積算を行う工事であることを入札公告等に明記し、予定価格は本通知に基づき算出すること。

4 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。